

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、自動車のリサイクルの促進及び不法投棄防止の観点から、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車のリコールの実施をより確実にするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行うとともに、自動車の不正改造等の禁止規定の新設、整備管理者の選任義務の緩和等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自動車の永久抹消登録制度等について、自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車が「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に規定する手続により解体処理されたことを踏まえ、  
て行う。
- 二、使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする輸出抹消登録等の規定を整備する。
- 三、自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務付けている自動車の範囲を、  
自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定する。

四、不正改造車を撲滅するため、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を新設するとともに、不正改造車に対する整備命令手続を強化する。

五、自動車の後付装置に関するリコール制度を新設する。

六、自動車のリコール制度について、自動車製作者等又は装置製作者等による欠陥車又は後付装置の修理、

回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行う。

七、この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲で政令で定める日から施行する。ただし、

六のうち装置製作者等に係る部分以外の改正は、公布の日から起算して六月を経過した日から、三及び四の改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、五及び六のうち装置製作者等に係る部分の改正は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行する。